



三重県公報

令和5年9月29日 (金)

第 452 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
病院事業庁管理規程			
7	三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程	(病 院 事 業 庁)	2
告 示			
621	令和5年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市 町 行 財 政 課)	7
622	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(地 域 福 祉 課)	8
623	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	8
624	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	8
625	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	9
626	三重海区漁場計画の一部変更及び公示について	(水産資源管理課)	9
公 告			
	基本測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 課)	10
	公共測量を実施する旨の通知	(同)	10
	同件	(同)	10
	同件	(同)	10
	同件	(同)	11
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	11

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和五年九月二十九日

三重県病院事業庁長 河 合 良 之

三重県病院事業庁管理規程第七号

三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁会計規程（平成十九年三重県病院事業庁管理規程第二号）の一部を次のように改正する。
第十四号様式を次のように改める。

第14号様式（第15条、第22条、第23条、第25条関係）

第 号	納入通知書	兼領収書
(債務者) 住所 氏名	様	
年度	三重県病院事業会計 (敬)	
(項)	(目)	(節)
所 属 名		
金 額		
内消費税 額 等		
納付目的	年 月 日	
納付期限	年 月 日	
納付場所		
上記のとおり納付してください。	年 月 日 (所属長)	
上記の金額を領収しました。 三重県病院事業庁出納取扱金融機関	領収日付印	

第 号	収納済通知書	収入票
(債務者) 住所 氏名	様	
年度	三重県病院事業会計 (敬)	
(項)	(目)	(節)
所 属 名		
金 額		
内消費税 額 等		
納付目的	年 月 日	
上記の金額を収納しました。	年 月 日 (所属名) 三重県病院事業企業出納員 あて	
上記の金額を領収しました。 三重県病院事業庁出納取扱金融機関	領収日付印	

第 号	金融機関収納票	
(債務者) 住所 氏名	様	
年度	三重県病院事業会計 (敬)	
(項)	(目)	(節)
所 属 名		
金 額		
納付目的	年 月 日	
上記のとおり収納してください。	年 月 日	
上記の金額を領収しました。 三重県病院事業庁出納取扱金融機関	領収日付印	

(規格A4横)

第十七号様式及び第十八号様式を次のように改める。

第17号様式（第15条、第23条、第25条、第51条、第65条関係）

第 号 <small>(債務者) 住所</small>	兼領収書
氏名	様
<small>(項)</small>	<small>(款)</small>
年度	三重県病院事業会計
<small>(目)</small>	<small>(節)</small>
所 属 名	
金 額	
内消費税 額等	
納付目的	
納付場所	
上記の金額を納付します。	
年 月 日	
(所属長)	
上記の金額を領収しました。	
三重県病院事業庁出納取扱金融機関	
	領収日付印

第 号 <small>(債務者) 住所</small>	収納済通知書	収入票
氏名	様	
<small>(項)</small>	<small>(款)</small>	
年度	三重県病院事業会計	
<small>(目)</small>	<small>(節)</small>	
所 属 名		
金 額		
内消費税 額等		
納付目的		
上記の金額を収納しました。		
(所属名)		
三重県病院事業企業出納員		あて
		領収日付印

第 号 <small>(債務者) 住所</small>	金融機関収納票
氏名	様
<small>(項)</small>	<small>(款)</small>
年度	三重県病院事業会計
<small>(目)</small>	<small>(節)</small>
所 属 名	
金 額	
納付目的	
上記のとおり収納してください。	
年 月 日	
	領収日付印

(規格A4横)

第18号様式（第15条、第32条、第53条、第56条関係）

第 号	返納金戻入通知書	兼領収書
(返納者) 住所 氏名	様	
年度	三重県病院事業会計	(款)
(項)	(目)	(節)
所 属 名		
金 額		
内消費税 額 等		
返納理由	年 月 日	
納付期限	年 月 日	
納付場所	納付場所	
上記のとおり納付してください。	上記のとおり納付してください。	
年 月 日	年 月 日	
(所属長)	(所属長)	
上記の金額を領収しました。	上記の金額を領収しました。	
三重県病院事業庁出納取扱金融機関	三重県病院事業庁出納取扱金融機関	
領収日付印	領収日付印	

第 号	戻入済通知書	収入票
(返納者) 住所 氏名	様	
年度	三重県病院事業会計	(款)
(項)	(目)	(節)
所 属 名		
金 額		
内消費税 額 等		
返納理由	返納理由	
上記の金額を収納しました。	上記の金額を収納しました。	
(所属名) 三重県病院事業企業出納員 あて	(所属名) 三重県病院事業企業出納員 あて	
領収日付印	領収日付印	

第 号	金融機関収納票	
(返納者) 住所 氏名	様	
年度	三重県病院事業会計	(款)
(項)	(目)	(節)
所 属 名		
金 額		
返納理由	返納理由	
上記のとおり収納してください。	上記のとおり収納してください。	
年 月 日	年 月 日	
領収日付印	領収日付印	

(規格A4横)

附 則

- 1 への管理規程は、令和五年十月一日から施行する。
- 2 への管理規程の施行の日前にへの管理規程による改正前の三重県病院事業庁会計規程に規定する様式により作成されている用紙は、前分の間、所要の調整をして使用する事ができる。

告 示

三重県告示第 621 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

令和 5 年 9 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 募集区分

募集種目	男女	試験種目
自衛官候補生	男女	筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民、作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集期間	試験期日		採用時期
令和 5 年 10 月 16 日（月）まで	筆記試験及び適性検査（Web 試験方式）	口述試験及び身体検査	令和 6 年 3 月下旬 から 4 月上旬まで ※上記の他に設定 する場合があります。
	令和 5 年 10 月 22 日（日）～同月 24 日（火）	令和 5 年 10 月 29 日（日）	

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上 33 歳未満の男女（32 歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において 33 歳に達していない者に限る。）。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

試験場の名称及び住所	備 考
筆記試験及び適性検査	※ Web 試験に必要なインターネットの環境のない応募者は、下表の指定された場所で Web 試験を受験するものとする。
口述試験及び身体検査	
受検者の任意の場所（※）	陸上自衛隊久居駐屯地 津市久居新町 975

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

三重県告示第 622 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 5 年 9 月 29 日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
訪問看護ステーション ここな	津市垂水 1393 番地 2 クローバー102	訪問看護	所在地	津市垂水 1393 番地 2 クローバー102	津市久居小野辺町 1163 番地 5	令和 5 年 1 月 6 日
訪問看護ステーション ここな	津市垂水 1393 番地 2 クローバー102	介護予防訪問看護	所在地	津市垂水 1393 番地 2 クローバー102	津市久居小野辺町 1163 番地 5	令和 5 年 1 月 6 日
L s	伊賀市桐ヶ丘五丁目 185 番地	訪問介護	所在地	伊賀市桐ヶ丘五丁目 185 番地	伊賀市市部 1512 番地	令和 5 年 1 月 1 日
医療法人 全心会伊勢ひかり訪問看護ステーション	伊勢市御菌町高向 810-1	訪問看護	名称	医療法人 全心会伊勢ひかり訪問看護ステーション	医療法人 全心会伊勢慶友病院訪問看護ステーション	令和 5 年 3 月 1 日
医療法人 全心会伊勢ひかり訪問看護ステーション	伊勢市御菌町高向 810-1	介護予防訪問看護	名称	医療法人 全心会伊勢ひかり訪問看護ステーション	医療法人 全心会伊勢慶友病院訪問看護ステーション	令和 5 年 3 月 1 日
医療法人 全心会伊勢ひかり訪問看護ステーション	伊勢市御菌町高向 810-1	訪問看護	所在地	伊勢市御菌町高向 810-1	伊勢市常盤 2 丁目 8 番 6 号	令和 5 年 3 月 1 日
医療法人 全心会伊勢ひかり訪問看護ステーション	伊勢市御菌町高向 810-1	介護予防訪問看護	所在地	伊勢市御菌町高向 810-1	伊勢市常盤 2 丁目 8 番 6 号	令和 5 年 3 月 1 日

三重県告示第 623 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 9 月 29 日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
津生協病院附属診療所	津市船頭町津興 3453	通所リハビリテーション	令和 5 年 5 月 31 日
津生協病院附属診療所	津市船頭町津興 3453	介護予防通所リハビリテーション	令和 5 年 5 月 31 日

三重県告示第 624 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 5 年 9 月 29 日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
訪問看護ステーション ここな	津市垂水 1393 番地 2 クローバー102	訪問看護	所在地	津市垂水 1393 番地 2 クローバー102	津市久居小野辺町 1163 番地 5	令和 5 年 1 月 6 日

訪問看護ステーション ここな	津市垂水 1393 番地 2 クローバー102	介護予防訪問看護	所在地	津市垂水 1393 番地 2 クローバー102	津市久居小野辺町 1163 番地 5	令和 5 年 1 月 6 日
L s	伊賀市桐ヶ丘五丁目 185 番地	訪問介護	所在地	伊賀市桐ヶ丘五丁目 185 番地	伊賀市市部 1512 番地	令和 5 年 1 月 1 日
医療法人 全心会 伊勢ひかり訪問看護ステーション	伊勢市御薗町高向 810-1	訪問看護	名称	医療法人 全心会 伊勢ひかり訪問看護ステーション	医療法人 全心会 伊勢慶友病院訪問看護ステーション	令和 5 年 3 月 1 日
医療法人 全心会 伊勢ひかり訪問看護ステーション	伊勢市御薗町高向 810-1	介護予防訪問看護	名称	医療法人 全心会 伊勢ひかり訪問看護ステーション	医療法人 全心会 伊勢慶友病院訪問看護ステーション	令和 5 年 3 月 1 日
医療法人 全心会 伊勢ひかり訪問看護ステーション	伊勢市御薗町高向 810-1	訪問看護	所在地	伊勢市御薗町高向 810-1	伊勢市常盤 2 丁目 8 番 6 号	令和 5 年 3 月 1 日
医療法人 全心会 伊勢ひかり訪問看護ステーション	伊勢市御薗町高向 810-1	介護予防訪問看護	所在地	伊勢市御薗町高向 810-1	伊勢市常盤 2 丁目 8 番 6 号	令和 5 年 3 月 1 日

三重県告示第 625 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 9 月 29 日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
津生協病院附属診療所	津市船頭町津興 3453	通所リハビリテーション	令和 5 年 5 月 31 日
津生協病院附属診療所	津市船頭町津興 3453	介護予防通所リハビリテーション	令和 5 年 5 月 31 日

三重県告示第 626 号

令和 5 年 3 月 14 日付三重県告示第 154 号で告示した三重海区漁場計画の一部を変更しましたので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 64 条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定により次のとおり告示します。

令和 5 年 9 月 29 日

三重県知事 一見勝之

- 変更後の三重海区漁場計画の免許予定日
 くらまぐろ養殖業については、令和 6 年 1 月 1 日
 真珠養殖業及び真珠母貝養殖業については、令和 6 年 4 月 1 日
- 変更後の三重海区漁場計画の申請期間
 くらまぐろ養殖業のうち三重区第 1504 号及び三重区第 1505 号については、令和 5 年 9 月 29 日から同年 10 月 31 日まで
 真珠養殖業及び真珠母貝養殖業については、令和 5 年 9 月 29 日から令和 6 年 1 月 12 日まで
- 変更後の漁業権に関する事項
 別冊のとおり
- 変更後の三重海区漁場計画のくらまぐろ養殖業、真珠養殖業及び真珠母貝養殖業の漁場の図面
 別図のとおり
 （「別冊」及び「別図」は省略し、三重県農林水産部水産資源管理課、津農林水産事務所水産室、伊勢農林水産事務所水産室及び尾鷲農林水産事務所水産室に備え置いて縦覧に供します。）
- 変更後の三重海区漁場計画の類似漁業権以外の漁業権
 くらまぐろ養殖業については、三重区第 1504 号、1505 号
 真珠養殖業については、三重区第 2002 号、2003 号、2004 号、2110 号
 真珠母貝養殖業については、三重区第 2801 号、2802 号、2803 号、2820 号、2874 号、2875 号、2877 号、

2878 号

- 6 海区漁業調整委員会の意見の概要
特になし

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の基本測量が令和 5 年 7 月 31 日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 5 年 9 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
基本測量（航空重力測量）
- 2 作業地域
三重県全域

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県熊野建設事務所長から通知がありました。

令和 5 年 9 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量及び 4 級基準点測量）
- 2 作業期間
令和 5 年 10 月 2 日から令和 6 年 2 月 13 日まで
- 3 作業地域
南牟婁郡紀宝町浅里及び同町北檜杖

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、津市長から通知がありました。

令和 5 年 9 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 5 年 9 月 19 日から同年 12 月 15 日まで
- 3 作業地域
津市安濃町内多、同市安濃町太田及び同市安濃町曾根

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、津市長から通知がありました。

令和 5 年 9 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 5 年 9 月 19 日から同年 12 月 22 日まで
- 3 作業地域
津市白山町佐田

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、菰野町長から通知がありました。

令和 5 年 9 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
令和 5 年 9 月 20 日から令和 6 年 2 月 29 日まで
- 3 作業地域
三重郡菰野町の一部

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 5 年 9 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 5 年 9 月 13 日	いなべ市大安町南金井字石佛東 2561-1 ほか 5 筆及 び字石佛 2637-4 ほか 1 筆	四日市市鶴の森 1 丁目 14-18 株式会社アサケ不動産 代表取締役 森 浩
令和 5 年 9 月 15 日	伊勢市田尻町字後 188 ほか 15 筆ほか	伊勢市大湊町 264-158 株式会社ユウセイ 代表取締役 南端 哲

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>